

《総合政策部・総務部》

1、自衛隊に関する要求について

①人権に関わる国民監視をやめること

(自衛隊に抗議申し入れを行い、止めるように強力に働きかけること)

②自衛隊の住宅地域での軍事訓練・歩行訓練をしないこと

(自衛隊に抗議申し入れを行い、止めるように強力に働きかけること)

③久代自衛隊訓練所・弾薬庫・射撃場等の基地撤去を要求すること

④弾薬庫の安全基準を守らせること

(住民の安全を守るべき自治体の長にも明らかにしない国の在り方を正すよう要求すること)

⑤自衛隊まつりで、戦車への乗車、武器に触らせるなどしないこと(特に子どもや青少年には行わないよう、自衛隊に抗議申し入れを行い、止めるように強力に働きかけること)

⑥自衛隊の行事や施策に対して市民へのPRをしないこと

⑦自衛隊の勧誘協力をしないこと

⑧正当な固定資産税を納入させること

2、住民の憩いの場となっている猪名川町大野山の自衛隊通信基地は撤去するように国・県・猪名川町に働きかけること

3、平和への取り組みについて

*各公共施設に「非核平和宣言都市」の標柱設置、非核平和フィルム・図書の普及など、非核平和事業を拡充すること

*核兵器廃絶条約実現へ国に働きかけること

*市民の自主的な平和運動を援助すること

*ヒロシマ宣言にあるように、核廃絶・9条守れの啓発などをすすめること

*毎年8月6日開催の広島平和式典への「平和バス」を復活すること

4、国に対し、国家賠償の原則にたった被爆者援護法改定を強く要求すること

市としても、被爆者援護へ独自の施策を充実すること

5、消費税のさらなる引き上げに反対し、全党が一致している食料品の非課税措置を直ちに 行うよう国に働きかけること

6、地方自治体の仕事である「住民の安全と健康・福祉の保持」を第一に行財政運営を考え、 開発優先の市政を改めること

①指定管理者制度の導入はやめ、直営をめざすこと

②民間委託をやめること

③「受益者負担適正化」の名による市民負担の増大・ごみ有料化を行わないこと

上下水道料金等、市民にとって過大な負担となっている公共料金を引き下げる

④福祉・教育などの個人給付を復活すること(特定疾病見舞金・福祉金、高校生奨学給付金を復活させること・私立幼稚園就園奨励費を増額させること)

⑤市民へのしわ寄せをもたらすような施設の統廃合を行わないこと

⑥人件費削減を目的とした正職員定数の削減・抑制や、不当に嘱託・アルバイト職員による補充等の措置をとらないこと

市民サービス部門の職員(特に相談窓口など)は増強すること

嘱託・アルバイト職員の待遇改善を早急に行うこと

7、公共事業の地元中小業者への発注率を引き上げ、分離分割発注を促進し業者育成に努めること

*入札は、市内業者優先をつらぬき、制度の公正な執行に努めること

*公契約条例の制定をめざすこと

- 8、公社・財団・事業団・指定管理者の事業内容、運営状況を議会の該当常任委員協議会に報告し、説明すること
- 9、各種審議会の人選にあたっては、女性参加を推進すること
各分野で自主的な活動をおこなっている団体からの参加や、公募により広く市民の中から意欲のある人を選ぶこと
目的にそった活発な審議が行えるように自主的・民主的運営をすること
- 10、地域で住民が気軽に使える会館をつくること
公共施設の貸室・貸館についても、市民が気軽に気持ちよく利用できるよう、手続きや対応について検討することや料金の軽減をはかること
- 11、市庁舎及び保健センターの来訪者に対する駐車場の無料を徹底すること
- 12、都市計画税を引き下げること
- 13、市民のニーズを把握し、市内総合交通対策を検討すること
福祉バスの運行を実施すること
とりわけ、川西病院への運行を早期に実現すること

《市民生活部》

- 1、無担保無保証人融資制度を拡大し、手続きを簡素化すること
緊急融資制度を別枠として借りられるようにすること
- 2、地域活性化対策として、家屋の修繕費などに対する「リフォーム助成」を実施すること
- 3、農業後継者確保に積極的な支援をおこなうこと
- 4、地産地消の取り組みに、財政的援助も含めて支援を行うこと
- 5、イチジク、桃、栗、軟弱野菜など特産物の育成と農業振興の支援を行うこと
- 6、鳥獣被害対策を強化すること
*電柵、防鳥ネットの設置などへの助成を行なうこと
- 7、中小零細企業の労働者への福利厚生を充実させ、権利侵害が起こらないように啓発すること
- 8、労働者支援を徹底すること
 - ①労働者が、健康で働き続けることができるように、労働時間短縮を啓発し、サービス残業を根絶すること
 - ②失業対策などの相談窓口をつくること
 - ③育児・介護休暇制度の確立を市内企業に働きかけること
 - ④労働者の交流、スポーツ・文化活動が行える利用しやすい施設を造ること
 - ⑤労働基準法などをもとに、自治体として、より強力に指導すること
 - ⑥最低賃金を守り、生活できる賃金へと向上させること
- 9、有害食品、合成洗剤、樹脂食器に対する指導を強化し、公共機関では使用しないこと
- 10、産業保健推進事業における事業所検診に歯科検診を加えること
- 11、福祉金を復活すること
- 12、「こどもの権利条約」の普及と実践のためのオンブズパーソンの拡充をすること
- 13、女性政策推進の人員と予算を増やし、男女完全平等実現への一層の推進をはかること
男女共同参画の予算を増額、人員増をすること(D.Vに充分対応できるように、相談体制の充実、庁内の連携システムを強化し迅速な対応をすること)
- 14、ヒメボタル(加茂・国崎小路)の生息地を保全すること
- 15、希少コウモリ(テングコウモリ・キクガシラコウモリ・コギクガシラコウモリ・

- モモジロコウモリ)の生息地を保全すること
16、住宅リフォーム助成制度をつくること

《健康福祉部》

◎高齢者・障がい者福祉

- 1、福祉センターを設置すること
- 2、福祉オンブズパーソン制度をつくること
- 3、地域福祉計画の具体化は、人間としての尊厳を守り、実態に応じた生活を支える施策になるよう、早期に拡充すること
- 4、重度障がい者・介護度の高い方のタクシー料金助成制度の拡充をすること
- 5、精神障がい者の一般疾病については無料にすること
- 6、精神障がい者、身体障がい者のグループホーム建設、身近なところでのショートステイの拡充をおこなうこと
知的障がい者（児）への教育・リハビリ支援を拡充すること
その専門職員を大幅に増員すること、及び教師の研修を支援すること
- 7、知的障がい者の居住施設の増設と地域生活支援センター設置は、市の責任として支援すること
- 8、軽度の障がい者の自立支援策を確立すること
- 9、ガイドヘルパー派遣については宿泊をふくめて公費でできるようにすること
- 10、緊急通報システム・救急医療情報キットは必要なすべての人に無料提供できるようにすること
- 11、高齢者・障がい者の就労対策をさらに推進すること
シルバー人材センターの仕事確保にさらに尽力すること
- 12、高齢者・障がい者の住宅改造資金助成制度をさらに拡充すること
- 13、高齢者の「いこいの家」を小学校区ごとに計画的に建設すること
ミニディホームの役割がはたせるものにする
「老人福祉センター」老朽化対策を年次的に行うこと
- 14、高齢者交通費助成を拡充すること
- 15、能勢電鉄、笹部、一の鳥居、鶯の森、滝山、絹延橋の各駅、JR北伊丹駅北口のバリアフリー化をおこなうこと
- 16、自宅介護、夜間の介護など認知症高齢者とその介護者にたいする援護策を拡充強化すること

◎児童福祉

- 1、市立保育所の保育体制・保育士定員は、年齢別保育ができる体制と人員にすること
障がい児・乳児加配などを含む保育士は正職員配置とすること
- 2、入所決定する市の責任として、民間認可保育園において保護者が安心できる保育園になるよう、公立と同様の保育体制が取れるなどの財政的な支援を行うこと
指導と必要な援助をおこなうこと
公私間格差をなくすよう援助すること
- 3、市立保育所・認可園の保育料は保護者の負担能力に見合ったものに引き下げ、値上げをしないこと
- 4、アレルギー除去食・代替食を充実すること

- そのために必要な人員を配置すること
すべての保育所で離乳食ができる体制をとること
- 5、延長保育料徴収はせめて18時30分以降とすること。
利用しなかった場合は、返金すること
 - 6、育児休暇中でも、希望があれば、上の子を保育すること
 - 7、いつでもだれでも必要に応じて市立保育所・認可園に入所できるようにすること
保育所の増設を行い待機児童の解消をはかること
*旧市立栄保育所は、児童館にするなど、子育て拠点として活用すること
*小学校区に1カ所以上の保育所を造ること
*すべての保育所で産休明け保育ができるように計画的に取り組むこと
 - 8、家庭保育所への助成金を引き上げること
 - 9、子育て支援を強化し、虐待防止のため専門家との連携を強めること

◎保健・医療

- 1、アトピー対策の存続・充実を行なうこと
- 2、訪問看護制度を強化・充実すること
- 3、保健センターの看護師、保健師、栄養士の増員をおこなうこと
- 4、精神的な病気の相談窓口の設置、専門家の人数を増やし、連携強化をはかること

◎厚生保護

- 1、ケースワーカーをさらに増員し、職員の過重負担解消とともに、より親切ですみやかな対応ができるようにすること
人間の尊厳を守る立場からの研修を強化すること
精神疾患の場合は専門家の立会いでおこなうこと
- 2、窓口での相談・対応は、別室で行なうことを基本とすること
- 3、生活保護の相談窓口に、より多くの女性職員を登用すること
- 4、生活保護の相談窓口に、精神福祉士（P S W）を配置すること

《都市整備部》

- 1、遅れている猪名川の河川改修を急ぐよう国・県に強く働きかけること
*多田地域の浸水被害を解消すること
*銀橋下流の狭窄部の開削を早急に具体化すること
- 2、猪名川河川敷の草刈、清掃を定期的に行うこと
- 3、最明寺川・塩川・初谷川をはじめ、河川・水路の土砂の除去、草刈りを定期的を実施すること。特に道路にかかる土堤の草刈りは早期に実施すること
- 4、歩行者・障がい者の安全対策を一層推進すること
*車椅子が安全に通行できるよう歩道などの整備をおこなうこと
- 5、計画をもって、必要とする自転車道を確保整備すること
- 6、川西市役所西交差点間の西行き交通停滞の解消を図ること
- 7、川西篠山線滝山～銀橋間に歩道・自転車道をつけること、街灯を設置すること
滝山～鶯の森間の側溝の蓋賭けをすること
- 8、県道川西猪名川線に街灯を設置すること
- 9、街灯の照度を明るくするよう、切り替えを早く進めること（特に通学路）

- 10、久代新道・東畦野山手の側溝に蓋をすること
- 11、住民の合意を取り付け、南中生徒の通学路になっている中大野橋に歩道設置をおこなうこと
- 12、丸山台1丁目公民館前三差路に信号をつけること
- 13、カーブミラーの曇り(冬季)防止対策を行うこと
- 14、南花屋敷2丁目3と4の境界道を整備すること(せめて救急車が通れるようにすること)
- 15、協立病院から文化会館までの歩道拡張、整備をすること
- 16、市道11号を含む加茂小通学路(南花屋敷地内)東谷小通学路(西畦野地内)の歩道設置をおこなうこと
- 17、多田吉田線の拡幅、安全対策を行うこと
- 18、私道舗装は住民負担をなくすこと
- 19、公園・広場の増設(特に旧市街地)を行うこと
- 20、公園遊具は、早急に整備、拡充すること
- 21、大きな公園には時計を付けること、水道施設の整備を行うこと
- 22、多田桜木2丁目新在家公園にトイレを設置すること
- 23、県道多田院・多田停留所線に待機場所の確保をはじめ安全対策を行うこと
- 24、畦野駅前のバス停までと、送迎車のたまりに屋根をつけること
- 25、平野駅からバス停まで屋根をつけること
 - *バス停にトイレをつけること
- 26、水利組合と交渉し、久代下池公園の整備を野鳥保護・住民憩いの場の観点で整備すること
- 27、矢問3丁目地内市道233号と県道接続部分は道路幅が狭く車の出入りが困難なため、矢問川の蓋がけなどの改善をすること
- 28、多田大橋北側部分に歩道をつけること
- 29、加茂新橋東詰めに早期に信号をつけること
- 30、伊丹段丘崖の緑地、春日神社、鴨神社、加茂遺跡、勝福寺古墳などを結んだ遊歩道の設置をすること
- 31、陽明小学校北から東側道路に歩道をつけること
- 32、日生中央駅前の新築マンションの車の進入路は、駅前ロータリーと民間店舗の進入路と共に、大変危険な状況であるため、猪名川町と共に、住民の安全を確保できるよう対応を協議すること
- 33、能勢電鉄に対して改善を働きかけること
 - 川西市と協力し、国に対して「バリアフリー計画」の継続を求め、まだ未実施の一の鳥居、鶯の森、滝山、絹延橋の駅バリアフリー化を実施すること
 - ①乗客の安全を守るように強く働きかけること
 - ②改札口の改善、エレベーター、エスカレーター、階段に手すり取り付けなどすべての駅のバリアフリー化をすすめること
 - ③男女別になっていないトイレは改善すること
 - ④高齢者定額料金乗り放題チケットの販売を拡充すること
 - ⑤早急に一の鳥居駅前の整備、エレベーター設置を行うこと
 - 国道173号とホームが平行になっている所に、改札をつけること、もしくは、インターフォンで出入りできるようにすること
 - ⑥駐輪場を確保・整備し、無料にすること
 - ⑦平野駅からバス停まで屋根をつけること
 - ⑧線路の継ぎ目による騒音の解消をはかるよう工夫すること

34、警察署に対して改善を働きかけること

- ①緑台4丁目(プッチイ前)に信号機を設置すること
- ②緑台公民館前の交差点に信号機を設置すること
- ③緑台6丁目から7丁目の間の交差点に信号機を設置すること
- ④加茂3号橋前に信号機の設置をすること
- ⑤丸山台1丁目の公民館前三差路に信号機を設置すること
- ⑥能勢口駅前の今辻交差点に歩車分離信号を設置すること
- ⑦加茂新橋東詰めに信号機を設置すること
- ⑧ドラゴンランド前に信号機を設置すること
- ⑨南花屋敷2丁目歴史資料館前に横断歩道をつけること
- ⑩多田桜木173神戸トヨペット(株)川西店交差点信号機を矢印式信号機にすること
- ⑪地方道川西三田線、丸山台1南交差点、矢印式信号機にすること
- ⑫日生中央駅前の新築マンションの車の進入路は、駅前ロータリーと民間店舗の進入路と共に、大変危険な状況であるため、猪名川町と共に、住民の安全を確保できるよう対応を協議すること

35、阪急バスへ改善を働きかけること

- ①料金を引き下げること
- ②乗り継ぎ料金制をおこなうこと
- ③昼及び夜間の増便と、終バス延長を(けやき坂地域は特に要望が強い)
- ④低床バス、ノンステップバスを増やすこと
- ⑤平野駅からグリーンハイツ内のバス料金は大和団地の巡回バスと同じ料金にすること

36、JRに対して改善を働きかけること

- ①栄根踏み切りの巾、開閉の改善をすること
- ②北伊丹駅北口をバリアフリー化すること

37、県土木に関すること

- ①県道尼崎・川西・猪名川線の街灯の増設
- ②県道の拡巾・整備をすること
- ③県道多田院切畑線にガードレールと街灯を補強・充実すること(特に多田院・若宮間)
- ④急傾斜地に指定されていない小規模地域(加茂1丁目付近)にも対策をおこなうこと
- ⑤見通しを悪くしている樹木の剪定を必要に応じて行うこと
- ⑥県道寺本～川西線、下加茂1丁目地内の道路拡幅整備、改善を行うこと

◎開発指導

- 1、ミニ開発については、近隣住民の同意を必要条件とし住環境を損なわないよう強力な指導を行うこと
専門的技術者を育成すること

◎住宅行政

- 1、低家賃の公営住宅を増設すること
*既存の老朽市営住宅は早期に改築・改修、整備を実施すること

- *空家については、草刈り等管理を徹底すること
- 2、障がい者・高齢者に対応できる住宅に整備すること
- 3、高齢者世帯や若い世帯などに家賃補助制度をつくること

◎空港対策

欠陥空港であり、騒音公害や安全問題など市民生活と共存できないものである。現実に空港が存続するもとの11市協を通じて存続協定を順守させ、次の対策を推進すること

- 1、空港公害防止、安全運航、地上事故対策の強化を求めること
- 2、環境基準の早期達成を求めること
これ以上のジェット機の増便に反対すること
午後9時の門限は厳守すること
- 3、騒音地域の整備計画に当たっては、国の責任を明確にし、住民参加で地元の声が十分反映したものにする
移転跡地の利用については、地元自治体と住民に無償提供を基本とする制度改正と財源措置を国に強く働きかけること
- 4、冷房機器の更新は住民負担を無くすこと
- 5、要保護世帯の民防機器電気料は公費扶助とすること
- 6、共同利用施設の改築・改修をおこない、葬儀を含め広く利用の拡大をはかること
- 7、大阪空港への米軍機の離発着はやめさせること

《美化推進部》

- 1、国に対し、回収、再利用、処理方法、処理費用等について製造企業の責任と義務を明確にしたごみ減量化と環境保全のシステムづくりを強く要求すること
- 2、ごみ収集は市直営を基本とし、必要な人員と収集車を確保すること
- 3、ごみ収集を有料化しないこと
- 4、ごみステーションの鳥獣公害防止対策を市として実施すること
- 5、ごみの各戸収集をできるところから、できるものからすすめること
- 6、事業系ごみの分別収集を徹底させること
- 7、ごみ搬送車の往来路は周辺住民に迷惑をかけない道路を選定し、制限速度を守り、安全運転のための指導を徹底すること
- 8、集団回収の補助金を増やすこと

《上下水道局》

- 1、水道料金を引き下げること
- 2、猪名川・一庫ダム周辺の開発規制を含め総合的な水質保全対策を行うこと
- 3、水道鉛管・鉄管を早期に切り替えること
- 4、共同私設下水道の住民負担をなくし事業の促進をはかること
- 5、水洗工事に対して、独居老人・低所得者に負担金の軽減措置制度を創設すること
- 6、料金の引き下げをおこなうこと

《消防本部》

- 1、機能低下になる広域化はやめ、拡充・向上をはかること
消防力を増強すること
国の最低基準を人員・機材とも早期に達成すること
- 2、消防団の装備を充実させること
- 3、消防団員の確保を支援すること
- 4、航空機事故に備え消防力・救急力を強化すること
- 5、障がい者、独居老人等に対する防火対策、指導を行うこと
- 6、救急車の配置を充実すること(狭隘な道路の整備を促進し、家の前まで救急車が行けるようにすること)
- 7、北消防署出入口を拡幅し見通しが確保できるように改善すること
- 8、雑居ビル・高層ビルの防火・防災対策を徹底し、検査を十分行なうこと
- 9、「火災警報器」設置への補助制度をつくること

《市立川西病院》

市民の信頼、安全が担保されるよう、行政トップが責任をもって市立病院として拡充することを公言すること
医師確保に全庁あげて取り組むこと

- 1、救急指定病院として拡充すること
- 2、病院への交通機関を充実させること
- 3、高額医療費申請や障がい者医療の手続きは市立川西病院で行えるように改善をすること
- 4、紹介状のない患者の窓口負担は廃止すること
紹介状がなくても受け入れること
- 5、小児科・小児救急外来・産婦人科を充実すること
- 6、人工透析、皮膚科、脳外科を設置すること
- 7、風呂やベッドなど施設の改善、充実を図ること
- 8、待ち時間の短縮をおこなうこと
- 9、患者の駐車料金を無料化すること
- 10、職員の感染予防のための対策を強化すること

《教育委員会》

- 1、学校施設の改善、教職員配置の充実など教育条件の整備・充実に力をつくすこと
*校舎内階段、手すり、洋式トイレ、スロープ、エレベーターなど障がい児童・生徒の受け入れのための整備を行なうこと
*トイレ・雨漏りの改修を進めること
- 2、憲法に基づく教育を行なうこと
- 3、すべての子どもに基礎的学力と民主的市民道徳を身につける教育を推進すること
- 4、美山台・丸山台、けやき坂地域の中学校を建設し、早期開校を行うこと
*電車やバスなどで、通学することも達に通費の助成を行なうこと
- 5、こどもの人数増、クラス増に応じた増改築をすみやかにこなうこと
- 6、こどもの安全を第一に考えて各校の冷暖房設備を全ての教室に速やかに設置し活用す

ること

- 7、各教室と職員室を結ぶインターフォンをすべての学校に設置すること
- 8、希望者が地域の公立高校へ全員入学出来るよう積極的に進めること
複数志願制の入試制度を改めること
県が進める学区拡大に反対すること
- 9、私学通学者への学費助成を行うこと
- 10、小中学生の電車、バスなどの通学助成は通学の実態にあわせて行うこと
- 11、学校への配当予算を増やすこと。
- 12、学校図書予算を大幅に増やし、学校図書室への司書配置に取り組むこと
図書館との連携を拡充すること
- 13、就学援助制度の高校生への給付金を復活し、貸付制度の対象人数を増やすこと
*私学授業料の無償化を早期に実現するよう国に働きかけること
- 14、学校給食は自校方式を継続し、中学校も完全給食を実施すること
*食材は安全な地元産を使うこと
*統一献立による全市一括購入を改善し、各校の自主性を尊重すること
*給食室の改善を引き続き行うこと
- 15、調理員の配置は文科省基準を正職員で配置すること(嘱託・アルバイト職員もせめて入学式・卒業式など学校行事に参加できるようにすること)
*嘱託・アルバイト職員の正職員化をはかること
- 16、校務員はすべて正職員とすること
- 17、健康診断にB型肝炎項目を加えるなど拡充すること
- 18、安全で、できるかぎり短距離の通学路確保に、さらに努力すること
久代小、加茂小、川小、北小校区・西畦野地域の学童に、安全な通学路を確保すること
- 19、学校教育の一貫として、部活外部指導員制度を拡充すること
- 20、市が責任をもって、夏休み中のプール開放を充実させること
- 21、地域の学校に通う障がいのある生徒の登下校をサポートできるようにすること
- 22、校区選択性の導入により、校区外入学を選んだ児童・生徒の通学の安全確保など、新制度のもとできめ細かな対応をすみやかに行うこと
- 23、県立川西高校の募集停止を止めること
- 24、障がい児へ専門的に対応できる教師を育成し、適切な対応をすること
また、他施設へリハビリに行く場合支援すること

◎幼児教育の充実のために

- 1、全園で3歳児保育に取り組むこと
- 2、希望者は全員入園を受け入れること
自転車通園を認めること
給食や延長保育を検討すること
- 3、職員は正職で配置すること
- 4、私立幼稚園への補助金を増額し保護者負担を軽減すること

◎社会教育について

- 1、公民館、図書館等社会教育施設は直営で管理すること
- 2、図書館の蔵書を充実し、図書貸し出しサービス網を拡充すること

- 分館の建設を急ぐこと
- 学校図書との連携を積極的に行うこと
- 嘱託職員の正職化を行うこと
- 公民館図書室に司書を配置し蔵書の充実に努めること
- 3、遺跡・文化財の保存・保有を積極的に行い、国の指定を受けている加茂遺跡公園計画の促進をはかること
 - 国の史跡指定にむけて積極的に動くこと
 - *埋設物説明看板の設置を促進すること。
- 4、広域ごみ処理施設建設地とその周辺の山・遺跡・文化財の調査・保存を行うこと

◎学童保育(留守家庭児童育成クラブ)について

- 1、これ以上のクラブ利用料の値上げをおこなわないこと
- 2、クラブの内容を充実すること
 - ①休校日を含めて開室すること
 - ②施設・備品を充実すること、学習室とプレイルームを分離すること
 - ③市が助成しておやつの内容を充実すること
 - ④長期休暇時の給食を行なうこと
 - ⑤指導員の待遇を改善すること、研修を保障すること
- 3、待機児童が出ないよう希望者全員入所を保障し、子どもが落ち着いて生活できるように、必要な施設と指導員の体制を整えること

◎青少年の豊かな成長のために

- 1、青少年の家「セオリア」のスタッフ増員と正職員化をおこなうこと
 - わかりやすく安心して相談できるカウンセリング体制とその充実へ、組織の改善とスタッフの増員をはかること
 - 「セオリア」にも専門のカウンセラーが関わるようにすること
- 2、青少年が自主的に活動できる施設を青少年の参加で建設すること
- 3、「ひきこもり」をなくす対策を積極的に行うこと

◎スポーツ・レクリエーションの振興のために

- 1、施設利用の料金値上げをしないこと
- 2、市民温水プールは利用しやすい料金にすること
 - *一般利用者にも、アドバイスや指導ができるように、職員の体制や研修を充実させること
 - *幼児・高齢者は無料にすること〔保育所等(民間を含む)の団体利用について、保育等公的活動での利用の場合、料金免除などの措置を検討すること〕
- 3、スケートボード、ローラーブレード、ローラースケートができる施設をつくること